

地方競馬全国協会 会報

第 347 号 平成 24 年 3 月

目次

運営委員会・評議員会

平成 23 年度第 2 回評議員会の開催
平成 23 年度第 3 回運営委員会の開催

競馬関係

登録関係

馬主及び馬の登録数調べ

その他

平成 23 年度第 8 回補助金の交付決定について

畜産振興関係

補助事業の交付決定・確定等

平成 23 年度馬産地再活性化緊急対策事業助成金の
交付決定の変更について
平成 23 年度馬産地再活性化緊急対策事業助成金の
交付決定について（第 18 回）

規程関係

協会業務規程

地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱の一部変更
地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱の
一部変更
平成 24 年度畜産振興事業公募要領の制定について

平成 23 年度第 2 回評議員会の開催

平成 23 年度第 2 回評議員会は、3 月 6 日午後 1 時 30 分から麻布台ビル北館 4 階の当協会会議室において、農林水産省生産局高橋競馬監督課長ほか関係係官の臨席を得て、評議員 9 名の出席のもと開催された。

当協会の平成 24 年度事業計画（案）、平成 24 年度予算（案）、地方競馬全国協会定款の一部変更（案）及び地方競馬全国協会業務方法書の一部変更（案）について審議され、出席評議員全員によって異議なく了承された。

○評議員

平成 24 年 3 月 6 日現在 五十音順

氏 名	職 名
小 向 鋭 一	(株) ジェイエスキューブ常務取締役兼常務執行役員
鈴 木 可 一	日本地方競馬馬主振興協会会長
高 橋 秀 昌	胆振軽種馬農業協同組合代表理事組合長
西 村 啓 二	公益社団法人 日本軽種馬協会副会長・常務理事
野 口 孝	全国公営競馬調教師会連合会会長
林 晶 子	(株)瑞光つなぎ温泉四季亭専務取締役
菱 沼 毅	(社) 中央畜産会副会長
細 野 邦 彦	(社) 埼玉県畜産会前会長
廻 洋 子	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
山 本 篤	日本放送協会報道局スポーツセンタースポーツ番組部長
山 本 武 司	(社) 岩手県馬主会会長
米 村 恵 子	江戸川大学社会学部教授

平成 23 年度第 3 回運営委員会の開催

平成 23 年度第 3 回運営委員会は、3 月 13 日午後 1 時 30 分から麻布台ビル南館 4 階の当協会役員会議室において、農林水産省生産局高橋競馬監督課長、総務省自治財政局末宗地方債課長ほか関係係官の臨席を得て、運営委員 9 名（代理出席 7 名含む。）の出席のもと開催された。

当協会の平成 24 年度事業計画（案）、平成 24 年度予算（案）、地方競馬全国協会定款の一部変更（案）及び地方競馬全国協会業務方法書の一部変更（案）について審議され、原案どおり議決された。

○運営委員会委員

平成 24 年 3 月 13 日現在

主 催 者 名	職 名	氏 名	備 考
北 海 道	知 事	高 橋 はるみ	
岩 手 県 競 馬 組 合	管 理 者	達 増 拓 也	(岩手県知事)
特 別 区 競 馬 組 合	管 理 者	濱 野 健	(品川区長)
神 奈 川 県 川 崎 競 馬 組 合	管 理 者	古 尾 谷 光 男	(神奈川県副知事)
愛 知 県 競 馬 組 合	管 理 者	大 村 秀 章	(愛知県知事)
兵 庫 県 競 馬 組 合	管 理 者	金 澤 和 夫	(兵庫県副知事)
佐 賀 県 競 馬 組 合	管 理 者	坂 井 浩 毅	(佐賀県副知事)
	学識経験者	中 須 勇 雄	(財)農林水産長期金融協会会長
	学識経験者	仲 田 和 雄	地方競馬全国協会理事長

馬主および馬の登録数調べ

平成 24 年 2 月分 登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更				
				氏名・名称	代表者	馬主	馬名	他
馬 主	1	1	0	0	1			
馬	181	214	0			173	2	2

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
1 歳	0	0	0	0	0
2 歳	57	0	57	0	57
3 歳	62	0	62	0	62
4 歳	29	0	29	0	29
5 歳	14	0	14	0	14
6 歳以上	19	0	19	0	19
計	181	0	181	0	181

ただし、登録事項の変更及び抹消については 2 月中に事務処理済みの件数である。

平成 23 年度第 8 回補助金の交付決定について

平成 23 年度競馬活性化補助事業の選定に関して、平成 24 年 3 月 12 日付けで農林水産大臣承認を受け、これに基づき次のとおり交付の決定を行った。

平成 23 年度競馬活性化補助事業交付決定状況 (第 8 回)

都道県名	補助事業名	補助事業者名 (認定都道府県等)	交付決定件数	交付決定額 (千円)
北海道	競馬活性化補助事業 【場間場外接続利用経費 補助事業】	北海道	1	3,074
北海道	同上	帯広市	1	800
岩手	同上	岩手県競馬組合	1	24,924
埼玉	同上	埼玉県浦和競馬組合	1	757
千葉	同上	千葉県競馬組合	1	609
東京	同上	特別区競馬組合	1	1,895
神奈川	同上	神奈川県川崎競馬組合	1	891
石川	同上	石川県	1	6,646
石川	同上	金沢市	1	871
岐阜	同上	岐阜県地方競馬組合	1	10,256
愛知	同上	愛知県競馬組合	1	14,523
兵庫	同上	兵庫県競馬組合	1	6,431
広島	同上	福山市	1	10,727
高知	同上	高知県競馬組合	1	3,102
佐賀	同上	佐賀県競馬組合	1	10,331
熊本	同上	荒尾競馬組合	1	4,502
小 計	16 事業		16	100,339

北海道	競馬活性化補助事業 【共同T Z S 移行円滑化 支援事業】	(社)北海道軽種馬振興公社	1	9,218
北海道	同上	帯広市	1	29,171
岩手	同上	岩手県競馬組合	1	13,468
埼玉	同上	埼玉県浦和競馬組合	1	6,684
千葉	同上	千葉県競馬組合	1	7,452
東京	同上	特別区競馬組合	1	15,566
神奈川	同上	神奈川県川崎競馬組合	1	8,234
石川	同上	石川県	1	7,852
石川	同上	金沢市	1	1,329
岐阜	同上	岐阜県地方競馬組合	1	9,393
愛知	同上	愛知県競馬組合	1	13,303
兵庫	同上	兵庫県競馬組合	1	23,004
広島	同上	福山市	1	8,510
高知	同上	高知県競馬組合	1	9,646
佐賀	同上	佐賀県競馬組合	1	9,917
熊本	同上	荒尾競馬組合	1	7,272
小計	16事業		16	180,019
計	32事業		32	280,358

平成23年度馬産地再活性化緊急対策事業助成金の交付決定の変更について

平成23年度馬産地再活性化緊急対策事業に関して、平成23年6月10日付け助成金の交付決定については、平成24年2月8日付けで次のとおり助成金の交付決定の変更を行った。

事業区分毎の総括表

事業区分	件数	交付決定額（円）
1 馬生産経営体質強化事業	—	—
2 馬流通活性化事業	1	466,596,000
計	1	466,596,000

平成23年度馬産地再活性化緊急対策事業交付決定変更状況

助成事業名	助成事業者名	交付決定額（円）
2 馬流通活性化事業 (6) その他流通活性化 計画の実施のための 取組	社団法人北海道軽種馬振興公社	(411,666,000) 466,596,000
計	1件	466,596,000

(注) 事業実施計画変更の承認による助成金の交付決定の変更であり、括弧書は変更前の額である。

平成23年度馬産地再活性化緊急対策事業助成金の交付決定について（第18回）

平成23年度馬産地再活性化緊急対策事業の選定に関して、平成24年2月27日付けで次のとおり助成金の交付の決定を行った。

事業区分毎の総括表

事業区分	件数	交付決定額（円）
1 馬生産経営体質強化事業	5	18,771,864
2 馬流通活性化事業	—	—
計	5	18,771,864

平成23年度馬産地再活性化緊急対策事業交付決定状況（第18回）

助成事業名	助成事業者名	交付決定額（円）
1 馬生産経営体質強化事業 (4) 馬経営基盤強化資金融通事業 ア 利子補給金	門別町農業協同組合	2,404,229
	新冠町農業協同組合	6,495,863
	しずない農業協同組合	6,728,052
	みついし農業協同組合	1,490,422
	ひだか東農業協同組合	1,653,298
計	5件	18,771,864

畜産振興事業補助実施要綱の一部変更について

畜産振興事業補助実施要綱(昭和 53 年 11 月 14 日制定)の一部を新旧対照表のとおり変更する。

附 則

- 1 この要綱の一部変更は、平成 24 年 3 月 2 日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 24 年度以降の補助事業から適用し、平成 23 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

地方競馬全国協会 畜産振興事業補助実施要綱 新旧対照表

新（変更後）	旧（変更前）
<p>第 2 条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 補助事業を行う事業主体(以下「事業実施主体」という。)は、次に掲げる団体の中から、協会に設置する畜産振興事業に係る審査委員会の審査を経て、協会が決定した団体とする。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 高等学校又は大学(大学共同利用機関<u>法</u>人を含む。)</p> <p>(7)（略）</p>	<p>第 2 条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 補助事業を行う事業主体(以下「事業実施主体」という。)は、次に掲げる団体の中から、協会に設置する畜産振興事業に係る審査委員会の審査を経て、協会が決定した団体とする。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 高等学校又は大学(大学共同利用機関を含む。)</p> <p>(7)（略）</p>

地方競馬全国協会 畜産振興事業補助実施要綱 別紙様式 新旧対照表

新（変更後）	旧（変更前）
<p>別紙様式</p> <p>畜産振興事業補助実施要綱別紙様式</p> <p>事業別選定申請書</p> <p>様式第 1 号 ○○年度畜産振興補助事業選定申請書</p>	<p>別紙様式</p> <p>畜産振興事業補助実施要綱別紙様式</p> <p>事業別選定申請書</p> <p>様式第 1 号 ○○年度畜産振興補助事業選定申請書</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>別掲(添付書類)</p> <p>(1) 全事業に共通して必要なもの（略）</p> <p>(2) 事業ごとに必要なもの</p> <p>ア 施設設置に必要なもの（略）</p> <p>イ 施設設置以外に必要なもの</p> <p>(ア) I 馬の改良増殖推進事業</p> <p>〔(1) 登録推進に必要なもの〕（略）</p> <p>〔(2) 種雄馬の導入に必要なもの〕（略）</p> <p>〔(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ① 奨励金交付事業に必要なもの〕（略）</p> <p>〔(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ② 導入貸付事業に必要なもの〕（略）</p> <p>〔(4) 農用馬の繁殖奨励 ① 優良種雄馬繁殖奨励に必要なもの〕〔種付奨励〕（略）</p> <p>〔(4) 農用馬の繁殖奨励 ② 子馬生産奨励に必要なもの〕〔生産奨励〕（略）</p> <p>〔(4) 農用馬の繁殖奨励 ③改良促進奨励に必要なもの〕〔優良種雄馬改良促進奨励・優良種雌馬改良促進奨励〕（略）</p> <p>〔保留奨励〕</p> <p>優良種雌馬保留奨励金交付規程</p> <p><u>b (削る)</u></p> <p>(イ) II 畜産経営技術指導事業（略）</p> <p>様式第 6 号 ○○年度畜産振興補助事業完了報告書</p>	<p>別掲(添付書類)</p> <p>(1) 全事業に共通して必要なもの（略）</p> <p>(2) 事業ごとに必要なもの</p> <p>ア 施設設置に必要なもの（略）</p> <p>イ 施設設置以外に必要なもの</p> <p>(ア) I 馬の改良増殖推進事業</p> <p>〔(1) 登録推進に必要なもの〕（略）</p> <p>〔(2) 種雄馬の導入に必要なもの〕（略）</p> <p>〔(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ① 奨励金交付事業に必要なもの〕（略）</p> <p>〔(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ② 導入貸付事業に必要なもの〕（略）</p> <p>〔(4) 農用馬の繁殖奨励 ① 優良種雄馬繁殖奨励に必要なもの〕〔種付奨励〕（略）</p> <p>〔(4) 農用馬の繁殖奨励 ② 子馬生産奨励に必要なもの〕〔生産奨励〕（略）</p> <p>〔(4) 農用馬の繁殖奨励 ③改良促進奨励に必要なもの〕〔改良促進奨励〕（略）</p> <p>〔保留奨励〕</p> <p>a 優良種雌馬保留奨励金交付規程</p> <p><u>b (社)日本馬事協会が発行する種雌馬の種馬登録証明書</u>の写し</p> <p>(イ) II 畜産経営技術指導事業（略）</p> <p>様式第 6 号 ○○年度畜産振興補助事業完了報告書</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>1～7（略）</p> <p>8 添付書類</p> <p>(1) 全事業に共通して必要なもの（略）</p> <p>(2) 事業ごとに必要なもの</p> <p>ア 施設設置に必要なもの（略）</p> <p>イ 施設設置以外に必要なもの</p> <p>(ア) I 馬の改良増殖推進事業</p> <p>〔(1) 登録推進に必要なもの〕（略）</p> <p>〔(2) 種雄馬の導入に必要なもの〕</p> <p>a～c（略）</p> <p>d <u>公益社団法人</u>日本馬事協会が発行する種馬登録証明書の写し(地方競馬全国協会の馬登録を受けた馬にあつては、その登録が抹消されていること)</p> <p>〔(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ①奨励金交付事業に必要なもの〕</p> <p>a～b（略）</p> <p>c <u>公益社団法人</u>日本馬事協会が発行する種馬登録証明書の写し(地方競馬全国協会の馬登録を受けた馬にあつては、その登録が抹消されていること)</p> <p>〔(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ②導入貸付事業に必要なもの〕</p> <p>a～b（略）</p> <p>c <u>公益社団法人</u>日本馬事協会が発行する種馬登録証明書の写し(地方競馬全国協会の馬登録を受けた馬にあつては、その登録が抹消されていること)</p> <p>〔(4) 農用馬の繁殖奨励 ① 優良種雄馬繁殖奨励に必要なもの〕〔種付奨励〕（略）</p>	<p>1～7（略）</p> <p>8 添付書類</p> <p>(1) 全事業に共通して必要なもの（略）</p> <p>(2) 事業ごとに必要なもの</p> <p>ア 施設設置に必要なもの（略）</p> <p>イ 施設設置以外に必要なもの</p> <p>(ア) I 馬の改良増殖推進事業</p> <p>〔(1) 登録推進に必要なもの〕（略）</p> <p>〔(2) 種雄馬の導入に必要なもの〕</p> <p>a～c（略）</p> <p>d <u>(社)</u>日本馬事協会が発行する種馬登録証明書の写し(地方競馬全国協会の馬登録を受けた馬にあつては、その登録が抹消されていること)</p> <p>〔(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ①奨励金交付事業に必要なもの〕</p> <p>a～b（略）</p> <p>c <u>(社)</u>日本馬事協会が発行する種馬登録証明書の写し(地方競馬全国協会の馬登録を受けた馬にあつては、その登録が抹消されていること)</p> <p>〔(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ②導入貸付事業に必要なもの〕</p> <p>a～b（略）</p> <p>c <u>(社)</u>日本馬事協会が発行する種馬登録証明書の写し(地方競馬全国協会の馬登録を受けた馬にあつては、その登録が抹消されていること)</p> <p>〔(4) 農用馬の繁殖奨励 ① 優良種雄馬繁殖奨励に必要なもの〕〔種付奨励〕（略）</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>〔(4) 農用馬の繁殖奨励 ②子馬生産奨励に必要なもの〕 〔生産奨励〕</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>公益社団法人日本馬事協会</u>が発行する種馬登録証明書 の写し</p> <p>〔(4) 農用馬の繁殖奨励 ③ 改良促進奨励に必要なもの〕 〔優良種雄馬改良促進奨励・優良種雌馬改良促進奨励〕 (略)</p> <p>〔保留奨励〕</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>公益社団法人日本馬事協会</u>が発行する産駒の種馬 登録証明書の写し</p> <p>c <u>公益社団法人日本馬事協会</u>が発行する種雌馬の種 馬登録証明書の写し</p> <p>(イ) II 畜産経営技術指導事業 (略)</p>	<p>〔(4) 農用馬の繁殖奨励 ② 子馬生産奨励に必要なもの〕 〔生産奨励〕</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>(社)日本馬事協会</u>が発行する種馬登録証明書の写し</p> <p>〔(4) 農用馬の繁殖奨励 ③ 改良促進奨励に必要なもの〕 〔優良種雄馬改良促進奨励・優良種雌馬改良促進奨励〕 (略)</p> <p>〔保留奨励〕</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>(社)日本馬事協会</u>が発行する産駒の種馬登録証明 書の写し <u>(新規)</u></p> <p>(イ) II 畜産経営技術指導事業 (略)</p>

競走馬生産振興事業補助実施要綱の一部変更について

競走馬生産振興事業補助実施要綱(平成 17 年 3 月 24 日制定)の一部を新旧対照表のとおり変更する。

附 則

- 1 この要綱の一部変更は、平成 24 年 3 月 2 日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 24 年度以降の補助事業から適用し、平成 23 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

地方競馬全国協会 競走馬生産振興事業補助実施要綱 新旧対照表

新（変更後）	旧（変更前）
<p>第1条（略）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 高等学校又は大学(大学共同利用機関法人を含む。)</p> <p>(7)（略）</p> <p>第3条～第6条（略）</p> <p>第7条 補助金の交付の条件として付する事項は、別表に掲げる補助事業の要件及び次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p><u>(4) 事業実施主体は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び遂行状況を記載した書類をすみやかに協会に提出して指示を受けること。</u></p> <p><u>(5)（略）</u></p> <p><u>(6)（略）</u></p> <p><u>(7)（略）</u></p> <p>第8条～第10条（略）</p> <p><u>(事業実施主体の名称変更)</u></p> <p>第11条 補助事業の選定のした者(当該申請について選定されないこ</p>	<p>第1条（略）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 高等学校又は大学(大学共同利用機関を含む。)</p> <p>(7)（略）</p> <p>第3条～第6条</p> <p>第7条 補助金の交付の条件として付する事項は、別表に掲げる補助事業の要件及び次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4)（略）</u></p> <p><u>(5)（略）</u></p> <p><u>(6)（略）</u></p> <p>第8条～第10条（略）</p> <p><u>(新設)</u></p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p><u>とが決定した者を除く。）又は事業実施主体がその名称を変更した場合にあっては、その理由を記載した書類をすみやかに協会に提供しなければならない。</u></p> <p>第12条（略） 第13条（略） 第14条（略） 第15条（略） 第16条（略）</p> <p>2 事業実施主体は、<u>第7条第6号及び第18条第2項</u>の規定による承認を受けようとする場合、協会が別に付した条件において返還すべき補助金があるときは、その定める納期日までに補助金を返還しなければならない。</p> <p>3 事業実施主体は、<u>第13条</u>の規定により補助金の額が確定された場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、その超える部分の補助金を返還しなければならない。</p> <p>(削る。)</p> <p>第17条 事業実施主体は、<u>第15条</u>の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。</p>	<p>第11条（略） 第12条（略） 第13条（略） 第14条（略） 第15条（略）</p> <p>2 事業実施主体は、<u>第7条第5号及び第17条第2項</u>の規定による承認を受けようとする場合、協会が別に付した条件において返還すべき補助金があるときは、その定める納期日までに補助金を返還しなければならない。</p> <p>3 事業実施主体は、<u>第12条</u>の規定により補助金の額が確定された場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、その超える部分の補助金を返還しなければならない。</p> <p>4 <u>協会は、第1項の返還に係る補助金の交付の決定の取消しが前条第2項によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。</u></p> <p>第16条 事業実施主体は、<u>第14条</u>の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>2 事業実施主体は、<u>第 12 条第 3 項</u>及び前条の規定により協会に補助金を返還しなければならない場合において、当該補助金の納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>第 18 条</u> (略)</p> <p><u>第 19 条</u> (略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 <u>事業実施主体は、補助事業により取得した財産であって協会が指定したものについて、当該補助事業年度(当該補助事業について第 6 条の規定による交付の決定のあった日の属する年度をいう。)</u>の次年度以降 3 年間毎年度その利用状況につき翌年の 8 月 31 日までに協会に報告しなければならない。</p> <p><u>第 20 条</u> (略)</p> <p><u>第 21 条</u> 事業実施主体又は間接補助事業者は、補助事業又は間接補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、<u>第 13 条第 1 項</u>の規定による確定通知を受領した日の属する年度の次年度から起算して 5 年間(<u>第 18 条第 1 項</u>ただし書の規定により協会が処分制限期間を定めた財産にあってはその期間(その期間が 5 年を下回るときは 5 年間))整理保管しなければならない。</p> <p><u>第 22 条</u> (略)</p>	<p>い。</p> <p>2 事業実施主体は、<u>第 11 条第 3 項</u>及び前条の規定により協会に補助金を返還しなければならない場合において、当該補助金の納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>第 17 条</u> (略)</p> <p><u>第 18 条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第 19 条</u> (略)</p> <p><u>第 20 条</u> 事業実施主体又は間接補助事業者は、補助事業又は間接補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、<u>第 12 条第 1 項</u>の規定による確定通知を受領した日の属する年度の次年度から起算して 5 年間(<u>第 17 条第 1 項</u>ただし書の規定により協会が処分制限期間を定めた財産にあってはその期間(その期間が 5 年を下回るときは 5 年間))整理保管しなければならない。</p> <p><u>第 21 条</u> (略)</p>

地方競馬全国協会 競走馬生産振興事業補助実施要綱 別表 新旧対照表

新(変更案)						旧(現行)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
Ⅲ 経営 基盤 強化 対策 事業	優良繁殖馬導入促進 (優良種牡馬整備) ア (略) イ 安定的な種牡馬供給を促進するため、以下の①及び②の事項についての規程が整備されていること。 ①～② (略) (削る。) ウ～エ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	Ⅲ 経営 基盤 強化 対策 事業	優良繁殖馬導入促進 (優良種牡馬整備) ア (略) イ 安定的な種牡馬供給を促進するため、以下の①から③の事項についての規程が整備されていること。 ①～② (略) ③ 種付料収入の管理に係る事項 ウ～エ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

地方競馬全国協会 競走馬生産振興事業補助実施要綱 別紙様式 新旧対照表

区分	新(変更後)	旧(変更前)
様式第1号	1～9 (略) 10 添付書類 (1)～(8) (略) (9) 当該補助事業に係る担当者名簿(当該補助事業年度に	1～9 (略) 10 添付書類 (1)～(8) (略) (9) 当該補助事業に係る担当者名簿(当該補助事業年度に

区分	新（変更後）	旧（変更前）
	<p>において技術料を補助の対象とする事業にあつては、該当者の の従事日数等が明らかとなる技術料調書[計画])</p> <p>(10)～(11) (略)</p>	<p>において技術料を補助の対象とする事業にあつては、該当者の の従事日数等が明らかとなる技術料調書[<u>個人別従事計 画</u>])</p> <p>(10)～(11) (略)</p>
<p>様式第 1 号 別掲</p>	<p>別掲(事業ごとに必要な添付書類)</p> <p>I 競走馬の改良増殖推進事業 (1) (略) <u>(削る。)</u></p> <p>II 競走馬等の防疫衛生対策事業 (1) (略) <u>(削る。)</u></p> <p>III 経営基盤強化対策事業 軽種馬経営構造改革支援(軽種馬生産基盤整備対策) (略) 軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・ 技術普及) (略) 軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援) (略) 優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備) ア～ウ (略)</p>	<p>別掲(事業ごとに必要な添付書類)</p> <p>I 競走馬の改良増殖推進事業 (1) (略) <u>(2) その他</u> ア 技術料を補助の対象とする事業にあつては、給与規程、 就業規則及び旅費規程 イ <u>備品(単価 10,000 円以上のもの)の見積書及びカタログ</u></p> <p>II 競走馬等の防疫衛生対策事業 (1) (略) <u>(2) その他</u> ア 技術料を補助の対象とする事業にあつては、給与規程、 就業規則及び旅費規程 イ <u>備品(単価 10,000 円以上のもの)の見積書及びカタログ</u></p> <p>III 経営基盤強化対策事業 軽種馬経営構造改革支援(軽種馬生産基盤整備対策) (略) 軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・ 技術普及) (略) 軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援) 優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備) ア～ウ (略)</p>

区分	新（変更後）	旧（変更前）
	<p>(削る。)</p> <p>優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬導入促進) (略)</p> <p>軽種馬海外流通促進 (略)</p>	<p>エ 種付料収入の管理に係る規程</p> <p>優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬導入促進) (略)</p> <p>軽種馬海外流通促進 (略)</p>
様式第 2 号	<p>1～6 (略)</p> <p>7 添付書類</p> <p>補助事業選定申請書に添付したもので、その後変更のあったものについては変更後の書類又は図面</p>	<p>1～6 (略)</p> <p>7 添付書類</p> <p>補助事業申請書に添付したもので、その後変更のあったものについては変更後の書類又は図面</p>
様式第 4 号	<p>年 月 日付け 地全協補第 号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記の事由により中止(廃止)のやむなきに至りましたので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第 7 条第 5 号の規定により報告します。</p>	<p>年 月 日付け 地全協補第 号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記の事由により中止(廃止)のやむなきに至りましたので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第 7 条第 4 号の規定により報告します。</p>
様式第 5 号	<p>年 月 日付け 地全協補第 号をもって確定(交付決定)通知がありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり廃用処分をしたいので、承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第 7 条第 6 号の規定により申請します。</p>	<p>年 月 日付け 地全協補第 号をもって確定(交付決定)通知がありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり廃用処分をしたいので、承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第 7 条第 5 号の規定により申請します。</p>
様式第 6 号	<p>年 月 日付け 地全協補第 号による補助金の交付の決定の通知(年 月 日付け 地全協補第 号による変更承認通知)に基づいて下記のとおり事業を完了しましたので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第 12 条第 1 項の規定により報告します。</p> <p>なお、併せて精算額 千円の交付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 添付書類</p> <p>(1) 補助事業選定申請書又は変更承認申請書の添付書類で、その後変更したもの。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>年 月 日付け 地全協補第 号による補助金の交付の決定の通知(年 月 日付け 地全協補第 号による変更承認通知)に基づいて下記のとおり事業を完了しましたので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第 11 条第 1 項の規定により報告します。</p> <p>なお、併せて精算額 千円の交付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 添付書類</p> <p>(1) 補助事業申請書又は変更承認申請書の添付書類で、その後変更したもの。</p> <p>(2) (略)</p>

区分	新（変更後）	旧（変更前）
	<p>(3) 当該補助事業に係る担当者名簿(当該補助事業年度において技術料を補助の対象とした事業にあつては、該当者の従事日数等が明らかとなる技術料調書[実績])</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(3) 当該補助事業に係る担当者名簿(当該補助事業年度において技術料を補助の対象とした事業にあつては、該当者の従事日数等が明らかとなる技術料調書[個人別従事実績])</p> <p>(4) (略)</p>
<p>様式第6号 別掲</p>	<p>別掲(事業ごとに必要な添付書類)</p> <p>I 競走馬の改良増殖推進事業</p> <p>(1) 軽種馬の登録推進</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p>II 競走馬等の防疫衛生対策事業</p> <p>(1) 生産育成地馬防疫推進</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(削る。)</u></p>	<p>別掲(事業ごとに必要な添付書類)</p> <p>I 競走馬の改良増殖推進事業</p> <p>(1) 軽種馬の登録推進</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(2) その他</u></p> <p>ア <u>補助事業により取得した備品(単価 10,000 円以上のもの)領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真</u></p> <p>イ <u>補助事業により作成した成果物</u></p> <p>II 競走馬等の防疫衛生対策事業</p> <p>(1) 生産育成地馬防疫推進</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(2) その他</u></p> <p>ア <u>補助事業により取得した備品(単価 10,000 円以上のもの)領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真</u></p> <p>イ <u>補助事業により作成した成果物</u></p>

区分	新（変更後）	旧（変更前）
	Ⅲ 経営基盤強化対策事業（略）	Ⅲ 経営基盤強化対策事業（略）
様式第 7 号	<p>年月日付け 地全協補第 号をもって交付の決定の通知（年月日付け 地全協補第 号による変更承認通知）のありました補助事業に係る補助金について、下記のとおり仕入れに係る消費税等相当額が確定しましたので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第 12 条第 3 項の規定により報告します。</p> <p>なお、併せて 円を返還します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1（略）</p> <p>2 競走馬生産振興事業補助実施要綱第 13 条の補助金の額の確定額 （年月日付け 地全協補第 号による額の確定通知額） 円</p> <p>3～5（略）</p> <p>（注）（略）</p>	<p>年月日付け 地全協補第 号をもって交付の決定の通知（年月日付け 地全協補第 号による変更承認通知）のありました補助事業に係る補助金について、下記のとおり仕入れに係る消費税等相当額が確定しましたので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第 11 条第 3 項の規定により報告します。</p> <p>なお、併せて 円を返還します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1（略）</p> <p>2 競走馬生産振興事業補助実施要綱第 12 条の補助金の額の確定額 （月日付け 地全協補第 号による額の確定通知額） 円</p> <p>3～5（略）</p> <p>（注）（略）</p>
様式第 8 号	<p>年月日付け 地全協補第 号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり処分をしたいので、承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第 18 条第 2 項の規定により申請します。</p>	<p>年月日付け 地全協補第 号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり処分をしたいので、承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第 17 条第 2 項の規定により申請します。</p>
様式第 9 号	<p>年月日付け 地全協補第 号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり滅失したので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第 19 条第 2 項の規定により報告します。</p>	<p>年月日付け 地全協補第 号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり滅失したので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第 18 条第 2 項の規定により報告します。</p>

平成 24 年度畜産振興事業公募要領の制定について

平成 24 年度畜産振興事業公募要領(平成 24 年 3 月 2 日制定)を次のとおり制定する。

平成 24 年度 地方競馬全国協会畜産振興事業公募要領

(制定 平成 24 年 3 月 2 日 23 地全協畜第 88 号)

1 総則

地方競馬全国協会業務方法書第 32 条第 1 項に規定する地方競馬全国協会(以下「協会」という。)が行う補助の対象となる事業(以下「畜産振興補助事業」という。)及び同条第 2 項に規定する協会が行う補助の対象となる事業(以下「競走馬生産振興事業」という。)を行う者(以下「事業実施主体」という。)の公募による決定は、地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱(昭和 53 年 11 月 14 日 53 地全協畜第 1793 号。以下「畜産要綱」という。)及び地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱(平成 17 年 3 月 24 日 16 地全協畜第 128 号。以下「競走馬要綱」という。)に定めるほか、この要領の定めるところによるものとします。

2 公募対象事業、事業の内容、補助率等

公募の対象となる事業は、畜産振興補助事業については別表 1、競走馬生産振興事業については別表 2 のとおりとします。

3 応募団体の要件等

(1) 公募に応募できる団体(以下「応募団体」という。)は、次に掲げる団体とします。

ア 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人又は特定非営利活動法人

イ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人

ウ 農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその総株主の議決権(株主総会において議決することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式に係る議決権を含む。)の過半数を有する法人

エ 農業を主たる事業として営み、かつ、養畜の業務を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社

ただし、株式会社にあつては、株主の総数が 50 人以下であり、かつ、公開会社(会社法第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。)でないものとし、持分会社にあつては、その法人の常時従事者たる社員(その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。)が、業務を執行する社員の数の過

半を占めていること。

オ 畜産業を営む個人が直接の主たる構成員となっている団体

ただし、当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること。

(ア) 目的として、共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の規定を含んでいること。

(イ) 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続きを明らかにしていること。

(ウ) 意思決定の機関及びその方法についての定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

(エ) 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。

(オ) 収支計算書及び会計帳簿を作成している等、財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

カ 高等学校又は大学(大学共同利用機関法人を含む。)

キ 前各号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体

(2) 応募団体は、次の全ての要件を満たすものとします。

ア 当該事業に係る事業(以下「応募事業」という。)を行う意思及び具体的計画を有する団体であること。

イ 応募事業を適切に実施できる能力及び知見を有する団体であること。

ウ 応募事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。

エ 日本国内に所在し、補助事業及び交付された補助金の適正な執行に関し責任を持つことができる団体であること。

オ 畜産振興補助事業の応募団体で都道府県の区域内を事業地区とする団体にあつては、都道府県の畜産主務部局の適切な指導を受けられること。

4 事業実施期間

応募事業は、当該事業を実施するその年の4月1日以降に開始し、翌年の3月31日までに完了するものとします。

5 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費であつて、畜産要綱別表又は競走馬要綱別表の「補助の対象」に定める経費とします。

応募に当たっては、事業実施期間中における所要額を算出していただくことがあります。

なお、経費の使用に当たっては、「平成24年度地方競馬全国協会畜産振興事業に係る補助金の使用上の留意点」に定める事項を遵守してください。

さらに、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当

該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)がある場合は、これを当該補助金の応募額から減額して申請する必要があります。

6 応募の手続き

(1) 応募書類

ア 応募する事業ごとに応募書類を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

イ 応募書は、以下の書類によって構成されます。

(ア) 平成 24 年度地方競馬全国協会畜産振興事業応募書(様式 1)

(イ) 事業実施体制(様式 2)

(ウ) 事業計画書(様式 3)

(畜産振興補助事業にあつては、畜産要綱様式第 1 号の 7 に、競走馬生産振興事業にあつては、競走馬要綱様式第 1 号の 7 に準じて作成してください。)

(エ) 応募団体における応募事業に関する取組等(様式 4)

(2) 応募方法

ア 提出期間

平成 24 年 3 月 2 日(金)から平成 24 年 3 月 28 日(水)午後 5 時までとします。

イ 提出先・問合せ先

提出先:〒106-8639 東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル
地方競馬全国協会 畜産振興部

問合せ先:同畜産振興部

電話:03-3583-2146 ファクシミリ:03-3583-8874

電子メール:chikushin@nar.keiba.go.jp

ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)で、午前 10 時 00 分～午後 4 時 30 分(正午～午後 1 時を除く。)とします。

ウ 提出書類及び部数

応募する事業ごとに次に掲げる書類を一つの封筒に入れ、『平成 24 年度畜産振興事業応募書類』と表に朱書のうえ提出してください。

なお、提出された応募書類は返却しません。

(ア) 本要領 6(1)イに掲げる書類(様式 1)～(様式 4)

10 部(正 1 部、副 9 部)

(イ) 定款又は寄附行為等の応募団体の目的、業務内容がわかる資料

(農業協同組合、同連合会、高等学校及び大学にあつては、業務の概要がわかるパンフレット等でも可。)

2 部(正 1 部、副 1 部)

(ウ) 最新の事業報告書及び決算報告書

(高等学校及び大学を除く。)

2 部(正 1 部、副 1 部)

(エ) 応募書類チェックシート(様式 5) 1 部

注:複数の事業に応募する場合は、(イ)及び(ウ)の書類を重複して添付する必要はありません。この場合、(イ)及び(ウ)の書類をどの応募事業の応募書類に添付したかを(エ)に明記してください。

(オ) 受付確認用返信はがき 1 葉

(3) 応募書類の提出に当たっての注意事項

ア 応募書類の提出は、原則として「郵送又は宅配便(含バイク便)」とし、やむを得ない場合には「持参」も可能としますが、「ファクシミリ」及び「電子メール」による提出は受け付けません。

イ 郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に必着するようにしてください。

ウ 応募書類が提出期間内に到着しなかった場合は、いかなる理由があろうと無効になります。また、応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、この要領を熟読のうえ、注意して記入してください。

なお、応募書のフォーマットは変更しないでください。

エ 応募書類の提出後に修正のある場合は、提出期間内に、応募書類一式を再度、提出願います。

オ 応募書は必ず日本工業規格 A4 サイズの用紙を使用し、両面印刷で提出してください。(応募書の様式は、協会ホームページよりダウンロードできます。)また、応募書は、本要領 6(1)イ(ア)～(エ)の順(様式 1)～(様式 4)に一括して左 2 か所のホッチキス止めとし、ページ中央下段に通しページを付けてください。

カ 受付確認用返信はがきの表面には応募団体名、郵便番号及び住所を記載してください。(私製はがきをご利用の場合は、50 円切手を貼付してください。)

キ 応募書類は、応募事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。

なお、その際、「応募書類チェックシート」は、応募書類の一番上面にして封入してください。

ク 都道府県を事業区域とする補助事業にあつては、応募書類(様式 1)～(様式 4)を都道府県畜産主務部局(畜産振興補助事業の応募の場合)または地方競馬主催者(競走馬生産振興事業の応募の場合)に提出してください。

7 事業実施主体候補者の選定

(1) 審査の方法及び手順

ア 事前審査

提出された応募書類は、協会畜産振興部において、応募の要件(応募団体の要件、事業実施期間、応募の制限等)を満たすこと及び提出された書類が整っていることを確認します。この際、必要に応じて問い合わせをさせていただきます。

なお、本審査で応募要件等を満たしていないと認められた応募については、以降の審査の対象から除外します。

イ 審査委員会による審査

(ア) 協会に設置する畜産振興事業に係る審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、応募書類を審査し、応募事業ごとに事業実施主体候補者を選定します。また、審査委員会が必要と認めた場合は、応募団体等から応募内容、事業実施体制等についてヒアリングや追加資料の提出等をお願いすることがあります。ヒアリングへの参加要請については、事前に別途、通知します。

なお、ヒアリングに出席しなかった場合は、応募を辞退したものとみなします。

(イ) 審査は非公開で行われます。また、審査委員には、委員として取得することのできた一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後においても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意をもって管理すること等の秘密保持の遵守が義務づけられます。

(ウ) 審査の経過は通知しません。また、お問い合わせにも応じられません。

なお、提出された応募書類等の審査資料の返還には応じられませんのでご了承ください。

(2) 応募の制限

地方競馬全国協会補助事業等監査実施要綱(昭和53年5月31日昭和53年度達第2号)第7条の規定に基づき、補助金の全部又は一部の返還を求められている者については、審査委員会の審査の対象から除外する場合があります。

(3) 事業実施主体候補者の決定

審査委員会において事業実施主体候補者を選定します。この審査結果に基づいて、協会理事長が事業実施主体候補者を最終決定します。

(4) 審査の観点

審査の具体的な観点は、以下のとおりです。

ア 応募団体は、その設置目的からみて、応募事業の事業実施主体として適切であるとともに、応募事業の趣旨、目的、内容を十分理解しているか。

イ 応募団体は、応募事業を行う意思及び具体的計画を有しているか。

ウ 応募団体は、応募事業を適切に実施できる能力及び知見を有しているか。

エ 応募団体は、応募事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有するとともに責任体制は明確であるか。

オ 応募団体は、日本国内に所在し、補助事業及び交付された補助金の適正な執行に関し責任を持つことができるか。

カ 都道府県の区域内を事業地区とする畜産振興補助事業の応募団体にあつては、都道府県の適切な指導を受けられるか。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査の結果(採択又は不採択)については、速やかに応募団体に対して通知します。この採択の通知は、補助金交付の候補となったことをお知らせするものです。

なお、採択を通知した事業実施主体候補者については、その名称、補助事業名等を協会のホームページで公表します。

8 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続き等

7の(5)による採択通知を受けた事業実施主体候補者は、協会が定める畜産要綱第5条又は競走馬要綱第5条による補助事業の選定の申請を行う必要があります。

なお、補助金の交付の決定を受けた事業実施主体については、その名称、補助事業名、補助金額等を協会のホームページで公表します。

9 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、畜産要綱又は競走馬要綱を遵守し、事業の推進全般についての責任を持たねばなりません。

(2) 補助金の経理管理

交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

ア 事業実施主体は、畜産要綱又は競走馬要綱に基づき、交付された補助金の一部を間接補助金(事業実施主体が、協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として、当該補助金の交付の目的に従って交付するものをいう。)として間接補助事業者(間接補助金の交付の対象となる事業を行う者をいう。以下同じ。)に補助金として交付するほか、協会が認めた場合は、交付された補助金の一部を、委託先に委託費として支出することができます。

この場合において、事業実施主体は、補助事業全体の責任者として、間接補助事業者及び委託先における補助金の経理管理状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の条件に違反することにならないようにするとともに、補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるようにしなければなりません。

イ 事業実施主体及び間接補助事業者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければなりません。

ウ 事業実施主体及び間接補助事業者は、補助金の経理管理(預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等)を、当該団体の会計部局等において実施してください。

(3) フォローアップ

協会は事業実施期間中、所期の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、補助事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査(現地調査を含む。)を行うことがあります。また、補助事業の年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金の使用状況についての報告を事業実施主体にお願いすることがあります。

(4) 取得財産の管理

補助事業により取得した設備等の財産の所有権は、事業実施主体又は間接補助事業者に帰属します。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

ア 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

イ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定するものを、事前に協会の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供することはできません。

なお、承認にあたっては必要な条件を付すことがあります。

(5) 収益状況の報告及び収益納付

技術開発等を内容とする事業については、事業実施期間中及び事業実施期間終了後 5 年間、毎年度、補助事業による事業成果の実用化等に伴う収益の状況を、収益の有無にかかわらず、協会への報告が義務づけられる場合があります。また、事業実施期間終了後 5 年間において、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡・実施権の設定又はその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、その収益の全部又は一部を協会に納付していただくことがあります。

(6) その他

その他協会の定めるところにより義務が課されることがあります。

平成24年度地方競馬全国協会畜産振興事業公募要領 別表1(畜産振興補助事業)

事業名	応募団体	事業の内容	補助率等
I 馬の改良増殖推進事業 (3)農用種雌馬の改良増殖推進 ①奨励金交付事業	3(1)に掲げる 団体	農用馬の改良増殖を図るため、都道府県の馬産振興計画に基づき農用種雌馬を導入又は自家保留した飼養者に対して、純粋種繁殖奨励金又は農用種雌馬繁殖奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。 事業実施期間は、平成24年度から4年間(平成27年度)以内とする。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (3)農用種雌馬の改良増殖推進 ②導入貸付事業	3(1)に掲げる 団体	農用馬の改良増殖を図るため、都道府県の馬産振興計画に基づき農用種雌馬を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付けるのに必要な経費について補助する。 事業実施期間は、平成24年度から4年間(平成27年度)以内とする。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ①優良種雄馬繁殖奨励	3(1)に掲げる 団体	種雄馬の維持活用を図るため、別に定める要件を満たす優良種雄馬を自ら管理するか、又は飼養者に対し種付奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。 事業実施期間は、平成24年度から4年間(平成27年度)以内とする。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ②子馬生産奨励	3(1)に掲げる 団体	農用馬の生産を促進するため、別に定める要件を満たす農用馬を生産した者に対し、生産奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。 事業実施期間は、平成24年度から4年間(平成27年度)以内とする。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ③改良促進奨励 〔改良促進奨励〕	3(1)に掲げる 団体	農用馬のけん引能力の改良を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬又は種雌馬を飼養していた者に対して改良促進奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。 事業実施期間は、平成24年度から4年間(平成27年度)以内とする。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ③改良促進奨励 〔保留奨励〕	3(1)に掲げる 団体	優良種雌馬の資源確保を図るため、別に定める要件を満たす種雌馬を飼養していた者に対して保留奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。 事業実施期間は、平成24年度から4年間(平成27年度)以内とする。	定額
V その他畜産振興事業 その他 畜産フェア普及特別対策	3(1)に掲げる 団体	畜産思想の普及拡大を目的として、別に定める要件を満たす畜産物の実証展示(無料配布を含む。)を実施するのに必要な経費について補助する。 事業実施期間は、平成24年度とする。	定額
V その他畜産振興事業 その他 馬事畜産振興推進	3(1)に掲げる 団体	馬事及び畜産の振興に資する普及啓発等を全国的な規模で実施するのに必要な経費について補助する。 事業実施期間は、平成24年度とする。	定額

(注) 応募団体欄は、本要領3(1)に掲げる団体を指しています。

平成24年度地方競馬全国協会畜産振興事業公募要領 別表2(競走馬生産振興事業)

・平成24年度の競走馬生産振興事業に係る公募対象事業はありません。